

決算審査特別委員会（全体会）

平成28年9月21日（水曜日）午前10時41分開会

出席委員（26名）

委員長	鈴木 紀	副委員長	松田 寛人
副委員長	伊藤 豊美	副委員長	櫻田 貴久
委員	藤村 由美子	委員	星 宏子
委員	相馬 剛	委員	齊藤 誠之
委員	佐藤 一則	委員	鈴木 伸彦
委員	大野 恭男	委員	高久 好一
委員	磯 飛 清	委員	眞壁 俊郎
委員	齋藤 寿一	委員	君島 一郎
委員	吉成 伸一	委員	金子 哲也
委員	若松 東征	委員	山本 はるひ
委員	相馬 義一	委員	玉野 宏
委員	平山 啓子	委員	人見 菊一
委員	中村 芳隆		

欠席委員

委員 植木 弘行

出席議会議務局職員

議会議務局長	渡邊 秀樹	議事課長	増田 健造
議事課長補佐兼 議事調査係長	福田 博昭	議事調査係	長岡 栄治
議事調査係	室井 良文	議事調査係	磯 昭弘

議事日程

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

○認定第 3号 平成27年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 4号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成27年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成27年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成27年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成27年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 平成27年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第11号 平成27年度那須塩原市水道事業会計決算認定について

【3副委員長報告・質疑・討論・採決】

- 4. その他
- 5. 閉 会

開会 午前10時41分

◎開会及び委員長挨拶

○渡邊事務局長 それでは、予算常任委員会全体会議に続き、決算審査特別委員会全体会を開会いたします。

本日の進行につきましては、お手元に配付いたしております次第に沿って行います。進行は、委員長の進行のほうでお願いいたします。

それでは、委員長、ご挨拶の後、進行のほうよろしくお願いいたします。

○鈴木（紀）委員長 皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中、決算審査特別委員会全体会へご出席いただき、誠にありがとうございます。

先日、9月17日なんですけれども、朝日新聞社が主催の第71回関東合唱コンクールにおいて、三島、黒磯北中が関東大会で金賞を受賞ということで全国大会に参加することになりましたので、まずもっておめでとうございますし、我々も応援していきたいと、そのように思いますので、よろしくお申し上げたいと存じます。

さて、本定例会において当委員会に付託された案件は、認定第3号から認定第11号までの決算認定案件9件でございます。これらの議案につきましては、9月12日から14日にわたり、各分科会において慎重に審査されております。本日は、その審査結果をもとに進めてまいります。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに円滑な進行へのご協力をお願いを申し上げまして、挨拶といたします。

◎審査事項

○鈴木（紀）委員長 それでは、次第3の審査事項

に入りますが、ここで本日の委員会の進め方についてご説明を申し上げます。

まず、当委員会に付託されている議案9件全てにつきまして、各分科会における審査結果の報告を行います。

報告が終わりましたら、議案ごとに順次、質疑、討論、採決と進めてまいりたいと思います。

初めに、決算審査特別委員会第1分科会における審査結果について、松田副委員長から報告をお願いいたします。

○松田副委員長 決算審査特別委員会第1分科会の審査経過と結果についてをご報告をいたします。

着座にてご報告をさせていただきます。

平成28年第4回那須塩原市議会定例会において、当分科会に付託された案件は、一般会計及び特別会計の決算認定案件4件であります。

付託案件を審査するため、本定例会に提出されました各会計歳入歳出決算書、市政報告書及び監査委員から提出された決算審査意見書を参考にしながら、予算が適正かつ効率的に執行されているか、係数に誤りはないか、行政効果はどうかを基本に、去る9月12日月曜日、13日火曜日の2日間、第1委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された意見・質疑等を中心に申し上げます。

初めに、認定第3号 平成27年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

まず、西那須野支所総務税務課の審査において、執行部の説明に対し、委員から、財産収入の西那須野地区の市有地貸付の内容についての質疑があり、執行部からは、市有地は、西那須野清掃センター跡地で、跡地近くの道路工事において、工事

車両駐車場・資材置き場・現場事務所として貸しているとの答弁がありました。

次に、西那須野支所市民福祉課の審査において、執行部からの説明に対し、委員から、耐熱電動ファイル修繕事業で33万4,800円かかっているが、使用期間と今後も修繕が発生する可能性はあるのかとの質疑があり、執行部からは、使用期間は27年間であり、今後も点検を受けて必要な修繕を行うとの答弁がありました。

次に、西那須野支所産業観光建設課の審査において、執行部からの説明に対し、委員から、平成27年度新規事業の商工団体育成を目的とした、青年・女性活性化対策事業への補助金の効果はどの質疑があり、執行部からは、この事業については、今後、那須塩原商工会と西那須野商工会の合併を見据えて、事業盛んな青年部と女性部に対して交流を狙いとしているとの答弁がありました。

次に、総務部総務課の審査において、執行部の説明に対し、委員から、複合機を17台購入したが、リース契約した場合と比較した実績についてはどの質疑があり、執行部からは、5年間のリース契約をした場合と新規購入の比較では、81万8,360円のコストダウンとなったとの答弁がありました。

次に、総務部財政課の審査において、執行部の説明に対し、委員から、交通安全対策特別交付金の内容についての質疑があり、執行部からは、交通違反をした反則金が国庫に納付され、国の特別会計から交付税として都道府県に3分の2、市に3分の1それぞれ区域内の事故発生件数、人口、改良済み道路延長などをもとに按分されて配分されるとの答弁がありました。

次に、総務部契約検査課の審査において、執行部の説明に対し、委員から、工事成績評価システムについて、業者が施工完了した後に点数が出ているが、平均成績はどのような傾向にあるのかと

の質疑があり、執行部からは、年間の平均をとっているが、平成27年度の工事成績は平成26年度と比較すると0.7ポイント下がっており、さらに前々年度との比較では1.5ポイント下がっているため、下降傾向にあるとの答弁がありました。

次に、総務部課税課・収税課の審査において、執行部の説明に対し、委員から、収税嘱託員2名の勤務内容についての質疑がありました。執行部から、嘱託員2名については、西那須野地区と塩原地区の男性の方で、月曜日から金曜日まで8時30分から17時までの勤務。市税や国保税の徴収などを行っているとの答弁がありました。

次に、塩原支所総務福祉課の審査において、執行部の説明に対し、委員から、塩原庁舎内ファイリングキャビネット移設について、今まで廊下を挟んで産業観光建設課と総務福祉課で分かれていた事務室を一体化するために要した費用とこのことだが、事務室が一つになった効果について何うとの質疑があり、執行部から、台風等の災害のとき、すぐに見えるところにそれぞれの係があるので、横の連絡等、情報の共有化が図られている。空いた事務室は、災害対応により参集した職員及び消防団の待機場所として活用をしているとの答弁がありました。

次に、塩原支所産業観光建設課の審査において、執行部の説明に対し、委員から、塩原温泉湯っ歩の里の指定管理者委託68万2,858円が追加経費となった理由はどの質疑があり、執行部からは、消費税が5%から8%に上がった3%分であるとの答弁がありました。

次に、企画部企画政策課の審査において、執行部の説明に対し、委員から、公共施設等総合管理計画策定事業の平成27年度の事業内容について何うとの質疑があり、執行部から、公共施設等についての事前調査、各施設のデータ収集や台帳整備

を行った。平成28年度に継続しているものとして、公共施設白書の作成、資産評価・資産有効活用の調査を行っているとの答弁がありました。

次に、企画部シティプロモーション課の審査において、執行部の説明に対し、委員から、イメージアップ推進事業で市の歌をつくったが、その後、どのように利用しているのか、また広く市民に聞いていただくのに、どのような対応をしているのかとの質疑があり、執行部から、インターネットからダウンロードしていただく、あるいは希望があればCDの貸し出しをしている。教育委員会では学校教材に取り入れ、広く生徒が斉唱するような取り組みをしているとの答弁がありました。

次に、企画部秘書課の審査において、執行部の説明に対し、委員から、国際交流推進員に賞与はあるのかとの質疑があり、執行部から、自治体国際化協会が外国人招致事業を行っており、その要綱の中で、標準的な報酬額が定まっている。月額報酬のみで賞与はないとの答弁がありました。

次に、企画部市民協働推進課の審査において、執行部の説明に対し、委員から、行政連絡員215人の報酬額はどのように決定されているのかとの質疑があり、執行部から、行政連絡員の報酬については、均等割が年額4万円、戸数割が1戸当たり750円、班数割は5班以下1万円、6班以上20班以下は2万円、21班以上は3万円となっており、それをもとに決定しているとの答弁がありました。

次に、選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局の審査において、執行部の説明に対し、委員から、固定資産評価審査委員会費の弁護士費用の内容についての質疑があり、執行部から、相手方から固定資産の評価額が高いことに対する、固定資産評価委員会が調査して決定した内容について不服があるとして、その取り消しを求める裁判が起きているものとの答弁がありました。

次に、会計課の審査において、執行部の説明に対し、委員から、自動釣銭機付レジスターの内容についての質疑があり、執行部から、導入したレジスターは納付書を投入すると金額を読み込み、釣銭や札の枚数の間違いがないように導入したもののとの答弁がありました。

なお、議会事務局の審査においては、委員から特に質疑・ご意見等はありませんでした。

以上、審査の結果、認定第3号 平成27年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、特別会計の決算認定案件4件について申し上げます。

まず、認定第4号 平成27年度那須塩原市国民健康保健特別会計歳入歳出決算認定について、執行部からの説明に対し、委員から、自動電話催告で対象件数3,368件のうち、本人と連絡が取れた件数が715件とあるが、納付状況はとの質疑があり、執行部から、本人と連絡が取れた件数は全体の21%だが、1週間以内の納付額は195件で410万円であったとの答弁がありました。

審査の結果、認定第4号 平成27年度那須塩原市国民健康保健特別会計歳入歳出決算認定については、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑・意見等はなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 平成27年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、執行部からの説明に対し、委員から、滞納繰越を続けていくと、最終的にどのような処理になるのかとの

質疑があり、執行部から、介護保険料は2年で時効になるが、徴収できない場合には差し押さえとなる。財産調査や本人と面接して収入状況の確認を行う。それでも徴収できない場合は執行停止により不納欠損となるとの答弁がありました。

審査の結果、認定第6号 平成27年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号 平成27年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について、執行部からの説明に対し、委員から、上・中塩原温泉使用料滞納繰越で、収入率が非常に低い理由は何かとの質疑があり、執行部から、過年度で滞納世帯が3世帯あり、そのうち1世帯は現在も使用中で滞納額が多いためであるとの答弁がありました。

審査の結果、認定第9号 平成27年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、当分科会に付託された案件の審査経過並びに結果についての報告を終わります。

○鈴木（紀）委員長 ありがとうございます。

次に、第2分科会における審査結果について、伊藤副委員長から報告をお願いいたします。

○伊藤副委員長 報告に当たりましては、着座のままで報告をさせていただきます。

決算審査特別委員会第2分科会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成28年第4回那須塩原市議会定例会において、当分科会に付託された案件は、決算認定案件4件であります。

付託案件を審査するため、本定例会に提出されました各会計歳入歳出決算書、市政報告書及び監査委員から提出された決算審査意見書を参考にし

ながら、予算が適正かつ効果的に執行されているか、係数に誤りはないか、行政効果はどうかを基本に、去る9月12日月曜日から14日の水曜日の3日間、第4委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

それでは、初めに、認定第3号 平成27年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

まず、子ども未来部について申し上げます。

子育て支援課の審査においては、委員から、要支援児童放課後応援事業は、対象児童が10名で、NPOが運営しているとのことだが、その内容について何うとの質疑があり、執行部からは、児童を放課後迎えに行き、食事と入浴と学習支援の提供をしている。また、原則宿泊はなし、家庭状況に応じて週2回から3回の利用をしているとの答弁がありました。

保育課の審査においては、委員から臨時保育士の賃金が改善されているにもかかわらず、人数がふえていないことから、基本的に人数が足りないと受けとめる。臨時保育士の処遇改善をしないと、結果的に子どもを預かれないことから、待機児童の解消もできないと考えるため、反対するとの反対討論がありました。

次に、教育部について申し上げます。

教育総務課の審査においては、委員から、小学校施設整備事業が当初予算に対し、決算額が500万円程度増額となっているが、その理由について何うとの質疑があり、執行部からは、消防設備保守点検業務の中で、指摘のあった消防設備を早急に修繕するため増額補正し、対応したものである

との答弁がありました。

学校教育課の審査においては、委員から、スクールソーシャルワーカーの効果について何うとの質疑があり、執行部からは、スクールソーシャルワーカーは関係機関と連携し、さまざまな事情を抱える子どもの環境を整える大きな役割を担っている。平成27年度では、不登校やネグレクト、家庭内暴力、保護者の問題に対し、727件の対応を行っており、手厚いサポートをしているとの答弁がありました。

生涯学習課の審査においては、委員から、なすしおばら まなび博覧会の参加者が前年度に比べ大幅にふえているが、工夫した点について何うとの質疑があり、執行部からは、全学校へのチラシ配布や市民の博覧会への理解、さらに、気象予報士の森田さんの講演に多くの来場があったとの答弁がありました。

スポーツ振興課の審査においては、委員から、体育施設の管理運営・整備費について、前年度決算額を上回っているものが多いが、今後の見通しについて何うとの質疑があり、執行部からは、スポーツ施設整備計画に基づき、整備を進めているが、5年後の栃木国体でも2種目で市所有の体育施設を使用するため、今後も多くなるものと予想されるとの答弁がありました。

最後に、保健福祉部について申し上げます。

健康増進課の審査においては、委員から、30・35歳節目検診と30・35歳節目骨粗しょう症検診の違いは何かとの質疑があり、執行部からは、同日に行っている検診ではあるが、骨粗しょう症検診の対象は女性のみとなっているとの答弁がありました。

国保年金課の審査においては、委員から、国民健康保険基盤安定制度負担金が昨年度よりふえているが、どのような理由か何うとの質疑があり、

執行部からは、保険者の数や所得割合などにより算出されるもので、年によって大きな変動があるとの答弁がありました。

高齢福祉課の審査においては、委員から、生きがいサロンの推進事業費と推進事業設備改修費の違いは何かとの質疑があり、執行部からは、設備改修費は、開設した年のみ10万円を限度に支出するもので、推進事業費は運営費として1カ月3万円として補助するものであるとの答弁がありました。

社会福祉課の審査においては、委員から、生活保護受給者の受給後の調査について何うとの質疑があり、執行部からは、毎年6月に受給者全員に対し、すべての資産を報告するよう調査を行っているとの答弁がありました。

なお、市民課の審査においては、委員から特に質疑・意見等はありませんでした。

採決の結果、子ども未来部所管の認定第3号 平成27年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

また、教育部及び保健福祉部については、審査の結果、すべての課において、認定第3号 平成27年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、認定第4号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

健康増進課の審査においては、委員から、平成27年度の特健診の受診率は何パーセントか何うとの質疑があり、執行部からは、38.6%であり、前年度が38.3%であることから0.3%上昇しているとの答弁がありました。

国保年金課の審査においては、委員から、葬祭

給付費の支出が187件とのことだが、請求していないため少ないということかとの質疑があり、執行部からは、国民健康保険に該当する方のみであり、対象者はほぼ給付を受けていると理解しているとの答弁がありました。

審査の結果、健康増進課、国保年金課所管の認定第4号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、認定第5号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

執行部からの決算説明に対し、特に質疑等はなく、審査の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、認定第6号 平成27年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

高齢福祉課の審査においては、委員から、介護支援ボランティアポイント事業の状況について伺うとの質疑があり、執行部からは、ボランティアの登録数は87人、受け入れ事業所数は77事業所であるとの答弁がありました。

審査の結果、高齢福祉課所管の認定第6号 平成27年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、当分科会に付託された案件の審査経過並びに結果についての報告を終わります。

○鈴木（紀）委員長 ありがとうございます。

次に、第3分科会における審査結果について、櫻田副委員長から報告をお願いいたします。

○櫻田副委員長 皆さん、こんにちは。

決算審査特別委員会第3分科会の審査経過と結果について、着座のまま報告をさせていただきます

す。

それでは、平成28年第4回那須塩原市議会定例会において、当分科会に付託された案件は、決算認定案件5件であります。

これら案件を審査するに当たり、本定例会に提出された各会計歳入歳出決算書、市政報告書、監査委員から提出された各会計の決算審査意見書を参考にしながら、予算が適正かつ効率的に執行されているか、係数に誤りはないか、また、行政効果はどうかなどを基本とし、去る9月12日から14日の3日間、第2委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります、報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、認定第1号 平成27年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

まず、上下水道部下水道課の審査では、委員から、下水道事業特別会計繰出金については、どのようなものについて繰り出すことができるのかとの質疑があり、執行部からは、雨水の処理費等の下水道に関連して市が負担すべきものが市から適切に繰り出してよいということになっている。一方、汚水処理に係るもの等については、繰り出せないということではないが、できるだけ下水道事業の使用料で賄うことという指針が出ているとの答弁がありました。

次に、生活環境部環境管理課の審査では、委員から、環境家計簿について実施方法を工夫しないと取り組みがふえないのではないかと考えるが、今回の決算を受けてどう考えるかとの質疑があり、執行部からは、現状をいかに把握し、どのように取り組んでいくかということは今後の検討課題だと考えており、今年度協議してなるべく良い方向

にしていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、稀少動植物の保護対策事業費として当初予算では70万円が交付金として計上されていたが、決算ではどのようになっているかとの質疑があり、執行部からは、7団体を予算化していたが、今回は実績がなかったとの答弁がありました。

次に、生活環境部環境対策課の審査では、委員から、旧清掃センター管理運営事業の公課費で、賦課金として旧西那須野清掃センターという項目があるが、この内容はどの質疑があり、執行部からは、国の公害健康被害補償制度に係るもので、昭和62年4月1日にばい煙装置を有していた施設については、施設がなくなったとしても支払いを続ける義務があるというものであるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、産業廃棄物対策事業の消耗品費の内訳はどの質疑があり、執行部からは、主なものとしては、不法投棄の禁止看板、不法投棄監視カメラ関係の設置看板、監視員の作業着等であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、広報用の雑紙袋について配布した効果は調べたかとの質疑があり、執行部からは、全市内のごみ量で効果がわかるかと考えていたが、市全体の資源ごみの中で紙類は民間での回収によって減少している分が大き過ぎて、この雑紙袋の効果というのは把握できない。イベントでの配布の際や個別のアンケート等の中では、とても良いという声は聞いているとの答弁がありました。

次に、生活環境部生活課の審査では、委員から、消費生活センターについて、相談件数はふえているかとの質疑があり、執行部からは、平成26年度は681件、平成27年度は735件であり、相談件数

は前年と比較して54件ほどふえているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、予約ワゴンバスの経費についてどのように考えているかとの質疑があり、執行部からは、ゆーバスの赤字路線をピックアップして予約ワゴンバスの形態になったものであるため、1人当たりの経費というものを数字であらわすと厳しい現状であるが、現在の契約期間等がある中で、制度設計も含めて、どのような形がよいのかということは検討したいとの答弁がありました。

次に、農業委員会事務局の審査では、委員から、農地利用状況調査に関しては、当市における遊休農地の数等のデータはホームページにアップされているかとの質疑があり、執行部からは、市ホームページには載せていない。「全国農地ナビ」という農地の状況等が見られるサイトが現在全国的なものとして構築中であり、そこにデータを載せる段取りをしているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、農業経営基盤強化事業における国有農地に関して、面積と使われ方はどの質疑があり、執行部からは、市全域で8件8筆、7,907㎡あり、このうち4件4筆、2,553㎡が農耕目的の貸し付け、4件4筆、5,354㎡が何も利用されていないものであるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、遊休農地に関して、前年度にあったものがどのくらい解消され、新たにどのくらい見つかったかとの質疑があり、執行部からは、平成27年度の調査結果に基づくと、解消面積が約1万3,000㎡、新たに遊休農地として増加した分が約9万2,000㎡であるとの答弁がありました。

次に、建設部都市計画課の審査では、委員から、立地適正化計画策定を3年で予定しているが、予定どおり進んだのかとの質疑があり、執行部から

は、1年目である平成27年度については、現況分析をし、まちがどういった形になっていくかということを検討した。今のところ、予定通りに進んでいるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、屋外広告物設置状況調査業務について、実態を調査した結果をどのように生かしていくのかとの質疑があり、執行部からは、先行しての平成26年度の調査によって、届け出自体が出ていない看板が多数散在することが分かっている。全容を把握した中で検討資料とし、どういった形での許可申請が好ましいのかという部分を含めて検討していきたいとの答弁がありました。

次に、建設部都市整備課の審査では、委員から、那須塩原駅東口バリアフリー化事業について、予算化されたにもかかわらず、平成27年度に実施設計に入れなかった理由はとの質疑があり、執行部からは、JRとの協議の中で、エレベーターの設置箇所が線路敷きの施設に影響があるかどうかの調査業務をまずは行うこととなったためである旨答弁があり、また、事業の詳細な進捗状況について説明がありました。

また、他の委員からは、市営住宅入居者移転に伴う移転補償について稲村と烏ヶ森があるが、内容はとの質疑があり、執行部からは、長寿命化計画によって用途廃止とされている烏ヶ森と稲村の長屋の市営住宅について、解体工事に入るため、入居者に別の市営住宅に移転していただくための移転補償であるとの答弁がありました。

次に、建設部道路課の審査では、委員から、道路台帳管理システム整備業務について、その成果はとの質疑があり、執行部からは、システムの導入により、これまで紙ベースで管理していた数種類ある情報を一元管理できたこと、窓口カウンターへの設置により市民や業者の求める道路台帳が

スムーズに発行できること、また、支所への配置により同じ情報が支所でも閲覧可能であること等が成果であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、社会資本整備総合交付金について、繰越明許がなされている主な事業はとの質疑があり、執行部からは、新南・下中野線の道路改良工事を繰り越したものであるとの答弁がありました。

次に、建設部建築指導課の審査では、委員から、特定建築物耐震診断費等補助事業について、診断がなされた1棟の具体的な建物についてと、予算で見込んでいた経費の内容について質疑があり、執行部からは、診断をした建築物は、塩原地区のホテルである。予算額は2棟分を計上していたが、そのうち1棟は耐震義務化建築物から外れたことから1棟分の事業となったとの答弁がありました。

次に、産業観光部農務畜産課の審査では、委員から、農業再生協議会の事務局の構成メンバーはとの質疑があり、執行部からは、幹事長として産業観光部長、事務局長として農務畜産課長がおり、その他に事務局職員が8名、そのうち2名が農務畜産課から派遣されており、あと6名が臨時職員である。その臨時職員のうちの1名が農協から派遣されているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、畜産フェアは好評であるが、担当部局としてはどのように認識しているかとの質疑があり、執行部からは、畜産物全般等をPRする場、また、生産者と消費者が集う場として、ことしで22年目を迎える長い事業であり、こういった場は必要であると感じているとの答弁がありました。

次に、産業観光部農林整備課の審査では、委員から、土地改良区への補助金について、土地改良区によって大きく金額が違っている理由はとの質疑があり、執行部からは、合併以前から会の運営

を支援する目的の補助金として始まっており、それぞれ旧3市町の中で額が決まってきたところであるが、各土地改良区が管理する施設、規模、受益地の面積等がそれぞれ異なっているため額の差が出ているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、国営那須野が原総合開発事業の農業水利施設保全合理化学業について、予算額と決算額の差の原因はとの質疑があり、執行部からは、国庫補助事業であり、国に要望した中でその現年度になってから内示として、補助金の枠として減額配分されてしまったということであるとの答弁がありました。

討論では、委員から、認定すべきものとすることに賛成ではあるが、土地改良区に対する運営費の補助金に関しては、積算根拠がわかりにくい部分がある。しっかりとした積算根拠をもって、今後わかりやすく説明していただき、平成29年度予算には、多少なりともその部分が明確であるような予算づけをしていただくことを強く要望するとの賛成討論がありました。

次に、産業観光部商工観光課の審査では、委員から、空き店舗対策事業において、2件の実施があったとのことだが、その内容はとの質疑があり、執行部からは、革製品の事業者と雑貨店の2件で、3カ月間の体験チャレンジという形で実施したとの答弁がありました。

また、他の委員からは、企業誘致に関して進捗管理はなされていたかとの質疑があり、執行部からは、委託事業者との打ち合わせについて、企画部でも委託している部分もある中で、昨年については月に1回程度、状況報告、事業調整等打ち合わせをしているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第3号 平成27年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についての第3分科会所管分については、全員異議なく認定す

べきものと決しました。

続いて、認定第7号 平成27年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

上下水道部下水道課の審査では、委員から、原発事故東電賠償金について何に対してのものかとの質疑があり、執行部からは、放流水の水質検査及び汚泥の処理費であり、大部分は汚泥の処理費に係るものであるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、水処理センター施設整備費について、当初予算の2分の1程度の執行となっている理由はとの質疑があり、執行部からは、塩原水処理センターで2カ年の継続事業があり、工事を発注したところ、特注品の部品について年度内に納品が難しく年度内に終わらず、実質、着手分の金額しか支出できなかったということが主な原因であるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第7号 平成27年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員異議なく認定すべきものと決しました。

続いて、認定第8号 平成27年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

上下水道部下水道課の審査において、委員からは、特に質疑、意見等はなく、全員異議なく認定すべきものと決しました。

続いて、認定第10号 平成27年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

生活環境部環境管理課の審査では、委員から、墓地使用料について未使用の墓地が返還されたので新たに募集したということだが、特に平成27年度にそのような調査をかけて働きかけをして返還となったというものかとの質疑があり、執行部か

らは、あくまでもこの返還については、使用者から自主的に返納していただいた形である。返還の理由としては、他に墓地を設けたり、墓地を求めた等という理由がほとんどであるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第10号 平成27年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員異議なく認定すべきものと決しました。

続いて、認定第11号 平成27年度那須塩原市水道事業会計決算認定について申し上げます。

上下水道部水道課の審査では、委員から、営業収益の5分の1ほどの額を北那須水道へ受水費として支払っていることについての考え方はとの質疑があり、執行部からは、金額面でそれぞれの水道施設、設備を整備したり、今ある設備をつくり変えたり、維持していくよりは、北那須から購入したほうが計算上安いと、購入しているものであるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、水道料金等の収入、不納欠損等に関連して債権放棄をするということについて、議会の議決を得ることや条例をつくる等といった検討というのは、これまでされてきたかとの質疑があり、執行部からは、水道事業については、不納欠損と債権放棄ということを別々に捉えていたというのが実情であり、監査委員より指摘を受けた。他の市町で条例をつくったりというところがあり、今後は参考にしながら適正に対応していきたいとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第11号 平成27年度那須塩原市水道事業会計決算認定については、全員異議なく認定すべきものと決しました。

以上で、当分科会に付託された案件の審査経過、並びに結果についての報告を終わります。

○鈴木（紀）委員長 ありがとうございます。

以上で各分科会における審査結果の報告が終わりましたので、これより各議案の審査に入ります。

まず、認定第3号 平成27年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

各分科会の報告に対し、質疑、ご意見等をお受けいたします。

高久委員。

○高久委員 報告の中で報告漏れがあったのではないかと、確認をお願いしたいです。

○鈴木（紀）委員長 どこでしょう。

○高久委員 認定第3号で、私のほうで社会保障・税番号制度について意味合いということで、意見を言っている、異議ありを言っているんですが、それがなかったんです。

○鈴木（紀）委員長 先ほどの副委員長の答弁の中で、たしかそれについては、詳しくは説明はなかったですけども、反対という形での説明はあったかなと思うんですが……。

暫時休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時32分

○鈴木（紀）委員長 休憩前に戻ります。

会議を再開いたします。

委員長報告は、質疑を中心に報告されています。あくまで全てを報告するものではありません。報告は委員長に一任されていると思いますので、そういうことで了解していただきたいと思います。

○高久委員 了解しました。

○鈴木（紀）委員長 それでは、ほかに質疑、意見等はありませんか。

[発言する人なし]

○鈴木（紀）委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

高久委員。

○高久委員 それでは、認定第3号 平成27年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定に対する反対討論です。

反対する理由は、保育園臨時職員費 4億2,526万1,013円があります。321人の保育に関する臨時職員の中には、主な配置として、保育の欠員補充の90人、発達支援保育の75人、時差保育の53人があります。市は、市民の保育ニーズに沿うため、保育士や潜在保育士の採用する処遇改善のため、保育士の日給を7,200円から7,600円に引き上げ、勤務時間も希望に沿って配置するようにしているが、なかなか集まらない現状があるとしています。

臨時職員は7時間45分勤務に換算して64%を占め、保育士の資格のない人もいます。研修を行って保育士の質を確保しているとしていますが、職員が3割、正職員が3割以下という保育状況では認定することはできません。資格があり、繰り返し任用している人は正職員に採用し、希望者には正職員の研修にも参加できるようにし、保育の質を向上させるべきです。

以上、認定第3号 平成27年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について反対する討論です。

○鈴木（紀）委員長 ほかに討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○鈴木（紀）委員長 それでは、ありませんので、反対討論がございましたので、起立により採決いたします。

認定第3号 平成27年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとすることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木（紀）委員長 起立多数と認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

分科会の報告に対し、質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑、ご意見等ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○鈴木（紀）委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○鈴木（紀）委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第4号 平成27年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木（紀）委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第4号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

各分科会の報告に対し、質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑、ご意見等ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○鈴木（紀）委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○鈴木（紀）委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第5号 平成27年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木（紀）委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第5号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 平成27年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

分科会の報告に対し、質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑、ご意見等ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○鈴木（紀）委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○鈴木（紀）委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第6号 平成27年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木（紀）委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第6号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 平成27年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

分科会の報告に対し、質疑、ご意見等をお受け

いたします。

質疑、ご意見等ございますか。

〔発言する人なし〕

○鈴木（紀）委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔発言する人なし〕

○鈴木（紀）委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第7号 平成27年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木（紀）委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第7号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号 平成27年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

分科会の報告に対し、質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑、ご意見等ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○鈴木（紀）委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○鈴木（紀）委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第8号 平成27年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木（紀）委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第8号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号 平成27年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

分科会の報告に対し、質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑、ご意見等ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○鈴木（紀）委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○鈴木（紀）委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第9号 平成27年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木（紀）委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第9号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第10号 平成27年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

分科会の報告に対し、質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑、ご意見等ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○鈴木（紀）委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○鈴木（紀）委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第10号 平成27年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木（紀）委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第10号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第11号 平成27年度那須塩原市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

分科会の報告に対し、質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑、ご意見等ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○鈴木（紀）委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○鈴木（紀）委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第11号 平成27年度那須塩原市水道事業会計決算認定については原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木（紀）委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第11号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で審査事項は終了いたしました。

—————◇—————

◎その他

○鈴木（紀）委員長 次に、4のその他に入ります。

その他で委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○鈴木（紀）委員長 事務局よりその他で何かございますか。

局長。

○渡邊事務局長 ございません。

○鈴木（紀）委員長 これで、本定例会における当委員会の議事日程は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は、本職が作成し、議長に提出いたしますので、ご一任くださいますようお願いをいたします。



◎閉会の宣告

○鈴木（紀）委員長 以上をもちまして決算審査特別委員会全体会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時43分